

平成23年度通常総会及び検討会

平成23年2月22日（火）
亀戸文化センター 大研修室

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

平成23年度通常総会及び検討会 次第

第1部 通常総会 13:00～14:30

第2部 検討会 15:00～17:00

- 議題 (1) 連合会からの「国への要望」について
(2) 最近の状況と国の対策について
(3) 自由討論

出席者（敬称略）

国土交通省	事業総括調整官室	企画官	東川直正
国土交通省	事業総括調整官室	調整官	増田 仁
国土交通省	建設業課	課長補佐	岩崎 等
農林水産省	林野庁木材利用課	課長	池渕雅和
農林水産省	林野庁木材産業課	課長補佐	唐澤 智
農林水産省	林野庁木材産業課	係長	栩秋隆哉
経済産業省	資源エネルギー庁		
	新エネルギー対策課	課長	渡邊昇治
環境省	産業廃棄物課	課長	広木雅史
環境省	産業廃棄物課	技術専門官	和田博夫
環境省	企画課		
	リサイクル推進室	企画係長	小池範和

第3部 懇親会 17:30～19:00

「さかな道楽」 亀戸駅前 亀戸会館 3F（亀戸文化センター徒歩1分）

平成23年度通常総会 次第

1. 開会の辞 片岡重治 副理事長
(中四国木材資源リサイクル協会会長)
2. 挨拶 鈴木 隆 理事長
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議 事
 - 第1号議案 平成22年度事業報告について
 - 第2号議案 平成22年度収支決算及び監査結果の報告について
 - 第3号議案 定款の改正(案)について
 - 第4号議案 入会金及び会費規程(案)について
 - 第5号議案 平成23年度事業計画(案)について
 - 第6号議案 平成23年度収支予算(案)について
 - (1) 23年度暫定収支予算(案)について
 - (2) 23年度収支予算(案)について
 - 第7号議案 役員改選について
 - 第8号議案 その他(報告事項)
 - (1) 「木質リサイクルチップの品質規格」について
 - (2) 民主党及び国への要望事項について
 - (3) 寄付金の募集状況について
6. 閉会の辞 山口昭彦 副理事長
(東海木材資源リサイクル協会会長)

【第1号議案】

平成22年度事業報告

I 概要

平成22年度は、相変わらずの先の見えない経済状況ではあったが、21年度に比して、地方都市においては昨年並み、もしくはそれ以下というところも一部あるようだったが、首都圏ならびに大都市部では住宅着工や家屋解体も小幅ながら伸びが見られた様子である。

そのため、木材資源業界においては、各メーカーにおけるサーマル、マテリアルの原料の調達は比較的順調であったが、しかし、景気の低迷や急激な円高は、ユーザーである製紙、セメントおよびボード業界などを中心に生産調整が相次ぎ、地域によっては木質リサイクルチップに大幅な余剰が発生するなど、メーカーにとって憂慮すべき状況が見られた。

一方、当連合会においては、当年度通常総会において新理事長が選任され、新体制のもと、新たな事業展開を図ることとなり、取り分け、これまで大きな問題として取り上げられていた木質リサイクルチップにおける異物、CCA処理材の除去等や水分に関する使用区分毎の品質基準、また、木質リサイクルチップの利用用途の標準化、および製造における留意点など、従来から不透明となっていた部分を是正し、連合会としての独自の品質規格案を作成、さらには国交省など国との連携を行い、これらを全国へ発信する準備の足がかりを広げた。これにより、木材資源市場の安定化、メーカー、ユーザーとの良好な信頼関係の構築が期待され、また、木質リサイクルチップ品質のガイドラインとして業界発展のために大変重要な役割を果たすものと期待している。

また、本年は連合会の構成員や会費などについて見直しを行い、別角度からの組織充実、精査の議論を行った。具体的には、地域協会会員の連合会へ正会員としての加入、会費については、地域協会毎の会員数や木質チップの取扱高等に乗じた金額にするなど、これまでにおける一部の不平等の是正を図ったほか、賛助会員についても構成員や会費について一部見直しの検討を行うなど、次年度へ向けた連合会の基盤づくりの再考を行った。

加えて、連合会の経費の一部をまかなうため、寄付募集要項を制定し、各地域協会会員等に寄付を呼びかけたところ、29社からの協力が得られ、次年度の経費の一部として活用させて頂くこととなった。

II 22年度に実施した主な事業

- ・木質リサイクルチップの品質規格の制定
- ・ホームページのリニューアル化と事務局による更新の確立
- ・寄付金募集要項の制定と寄付金の募集
- ・定款の改正
- ・組織拡充のため、北海道、九州地区訪問
- ・各地域協会における総会等への出席
- ・有料講演会の開催
- ・各省庁との協議

平成22年度「連合会の主な活動状況」

<p>1. 情報の収集・伝達に関する事業</p> <p>(1) ホームページ等通信手段活用事業 ホームページをリニューアルし、会員専用窓口や事務局による更新の確立を図った。</p> <p>(2) 機関紙等発行配布事業 会報を発行し会員への配布や連合会のパンフレットを新たに作成し、環境展等で配布した。</p>
<p>2. 調査・研究・開発に関する事業</p> <p>(1) 木質リサイクルチップの品質規格制定事業 調査広報委員会や各地域協会において関係するユーザーやメーカーで検討し、国土交通省、経済産業省、建設副産物リサイクル推進会議、繊維板工業会に説明する他、静岡大学の鈴木滋彦教授に意見を求めた。また、ユーザー懇談会にも提起し、最終案を取りまとめた。</p> <p>(2) 木質リサイクルチップの動向調査 マテリアル・サーマルユーザーに木質チップ需給の動向について調査を行い、各協会を通じ会員に伝達したほかユーザー懇談会においても公表した。</p>
<p>3. 研修・イベント開催に関する事業</p> <p>(1) 意見交換会の開催 2月の定期通常総会に併せて林野庁の木材利用課長から「森林・林業再生プラン」の紹介と参加者との意見交換を実施した。</p> <p>(2) 賛助会員懇談会の開催 賛助会員である日立建機、富士鋼業、御池鐵工所と装置・機械や重機等の研修を行った。</p> <p>(3) ユーザー懇談会の開催 マテリアル・サーマル業界代表者並びに国の担当者を交え「木質リサイクルチップの品質規格と需給動向」について意見交換を行った。 特に、品質規格については、活発な意見交換が行われ、関心の高さが伺われた。</p> <p>マテリアル業界 日本繊維版工業会、ボード会社、製紙会社 サーマル業界 製紙会社、セメント会社、売電会社 国行政 環境省、国交省、林野庁 連合会 北日本、関東、東海、近畿、中四国協会 賛助会員 1社 その他オブザーバー</p>


<p>4. 協調・合意・連携に関する事業</p> <p>(1) 会員協会との協調・合意・連携の強化 各協会の事業活動に協調するとともに通信媒体を活用して地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>(2) 国・自治体施策への協力 国や自治体を実施する事業を的確に把握するとともに事業に積極的に協力する。</p> <p>(3) 組織の強化事業 現在、連合会の組織は、北日本、関東、東海、近畿、中四国協会で構成されているが、今年度は、北海道、九州地区に出向き組織の立ち上げを要請した。</p> <p>(4) 共販事業 協会会員が委託する環境計量や製品の品質分析費の一部を連合会に還元する仕組みについて、環境分析会社と契約、実施した。</p> <p>(5) 連合会運営事業 連合会活動を的確に運営するため、調査・広報活動推進委員会や定期的な理事会、総会を開催し、各種事業の推進を図った。</p>
<p>5. 要望・陳情・懇談に関する事業</p> <p>(1) 国及び関係業界等に対する要望・陳情等 木材資源のリサイクル推進に係る制度改善及び課題解消に必要な案件について、民主党に要望・陳情するとともに国交省等4省庁にも説明を行った。</p>
<p>6. 啓もう・啓発に関する事業</p> <p>(1) 環境展示会等への参加 エコプロダクツ2010等に出展し、木質チップ活用の照会や連合会組織の広報に努め、一般や関係者の理解と協力を求めた。</p>


特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会

監査報告書

平成22年度事業報告及び収支決算の諸事項について監査
したところ、その内容はいずれも適正なものと認めました。

平成23年1月21日

監事 田中 徳彦 

監事 田中 一正 

【第3号議案】

定款の改正（案）について

○主な改正点

- 1 特定非営利活動の種類
第4条

- 2 事業の種類
第5条第2項

- 3 名誉会長及び顧問
第21条第3項

- 4 事業年度
第45条

- 5 附則6の削除及び追加

- 6 様式集の制定

特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区平井三丁目23番17号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、環境問題が深刻化する社会状況の中で、企業、地域社会、市民に対して木材の廃棄物取扱ルール・リサイクル・環境保全の普及啓蒙に関する事業を行い、循環型社会形成の推進に寄与し、もって国民経済の発展、地球環境の保全等、公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子供の健全育成を図る活動
- (6) ~~(1) から (5) までの~~活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

前各号に掲げる

助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- ① 木材資源等の再利用に関する、出版物、ホームページ等による普及啓蒙事業
- ② 不法投棄等に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演等の開催事業
- ③ リサイクル技術及びリサイクル関連法案整備のための調査、研究事業
- ④ 木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業
- ⑤ 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助に関する

事業

- ⑥ その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は次のその他の事業を行う。
- ① 広告掲載事業
 - ② 物品の販売事業
 - ③ 経営活動に関するコンサルティング事業
 - ④ 自然災害等への援助事業
- 3 前項第2号に掲げる事業は、同行第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同行第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。(入会申込書、入会受理書)

3 理事長は、会員として入会しようとするものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(退会届及び退会受理書)

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(聴聞通知書、不利益処分通知書)

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上16名以内
- (2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち理事長1名を定め、その他副理事長8名、専務理事、1名を置くことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長、専務理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、専務理事は法人内外業務を掌る。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長、専務理事がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(第11条第2項に同じ)

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人には、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長、その他の職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会において定める。

(名誉会長及び顧問)

第21条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱し、通年にわたりこの法人の第5条に掲げる事業の企画、運営に参画し、専門アドバイスを行うことができる。
- 3 名誉会長及び顧問はそれぞれ1名以内とし、その任期は、委嘱を受けた日から2年とする。

(委嘱状)

第5章総会

(種別)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散及び合併
- ③ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ④ 事業報告及び収支決算
- ⑤ 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- ⑥ 入会金及び会費の額
- ⑦ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条においても同じ。）の他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- ⑧ 事務局の組織及び運営

- ⑨ 解散における残余財産の帰属先
- ⑩ 会員の除名
- ⑪ その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 定時総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
(委任状)

- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、毎年2月と9月に招集するほか、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条4項4号の規定により、監事からの招集請求があつたとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定あらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。(第30条第2項に同じ)
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章資産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計及びその他の事業に係る事業会計の2種とする。

(事業年度)

第45条 ~~この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。~~
この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない、

第9章定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項とは、次に掲げるものとする。

- (1) 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において出席した正会員の過半数をもって決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 1 1 章 雑則

(細則)

第 6 0 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立した日から施行する。平成 1 6 年 3 月 1 8 日
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 1 7 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 4 3 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 1 6 年 1 2 月 3 1 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 4 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 削除

入会金及び会費規程による。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 7 平成 2 2 年 3 月 1 6 日改正 | 役員の種類及び定数 |
| 8 平成 2 3 年 2 月 2 2 日改正 | |
| 特定非営利活動の種類 | 第 4 条 (6) 文言の変更 |
| 事業の種類 | 第 5 条第 2 項 ④追加 |
| 名誉会長及び顧問 | 第 2 1 条第 3 項 定数及び任期 |
| 事業年度 | 第 4 5 条 事業年度の変更 |
| 附則 6 : 削除 | 「入会金及び会費規程」の制定 |
| 様式集の制定 | |

様式

入 会	※申込書	団体	様式第1号	第7条第2項
		個人	様式第2号	第7条第2項
		協会会員	様式第3号	第7条第2項
	承認通知書	協会会員	様式第4号	第7条第2項
		個人、団体	様式第5号	第7条第2項
退 会	※退会届	様式第6号	第10条第1項	
	退会届受理書	様式第7号	第10条第1項	
除名、役員解任	聴聞通知書	様式第8号	第11条第2項、第18条第2項	
	不利益処分通知書	様式第9号	第11条第2項、第18条第2項	
名誉会長、顧問	委嘱状	様式第10号	第21条第2項	
総会、理事会	委任状	様式第11号	第30条第2項、第38条第2項	

※ 理事長が定める様式

(団体用)

様式第1号(第7条第2項関係)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長〇〇〇〇 様

入会申込書

弊社は、貴連合会の活動趣旨に賛同し、会員に加入いたしたく会社案内を添えて申し込みます。

なお、会員加入のご承認後は、貴連合会定款を遵守し、貴連合会の発展のため積極的にご協力申し上げます。

住 所	〒
会社名	
代表者名	印
担当者名	
電 話	
F A X	
E-mail	

(個人用)

様式第2号(第7条第2項関係)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長〇〇〇〇 様

入会申込書

私は、貴連合会の活動趣旨に賛同し、会員に加入いたしたく下記により申し込みます。
なお、会員加入のご承認後は、貴連合会定款を遵守し、貴連合会の発展のため積極的にご協力申し上げます。

記

住 所	〒
氏 名	印
電 話	
F A X	
E-mail	

(協会会員用)

様式第3号(第7条第2項関係)

特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長〇〇〇〇 様

入会申込書

特定非営利活動法人北日本木材資源リサイクル協会会員(下記別記)は、貴連合会の活動趣旨に賛同し、会員に加入いたしたく申し込みます。

なお、会員加入のご承認後は、貴連合会定款を遵守し、貴連合会の発展のため積極的
にご協力申し上げます。

記

〒
住 所 _____
名 称 株〇〇〇〇 _____
代表者 _____
電 話 _____
FAX _____
E-mail _____
担当者 _____

平成 年 月 日
特定非営利活動法人
北日本木材資源リサイクル協会
代表理事 〇〇〇〇 印

(別記)

	会社名	代表者	〒990-0845			
1	(株)クリーンシステム	代表取締役 鈴木 隆	住所 山形県山形市飯塚町字中河原 1629-5			
			電話	023-644-7098	Fax	023-644-7055
			E-mail	Kitanihon-r@csyam.com		
			担当者	伊藤 孝典		
2			〒			
			住所			
			電話		Fax	
			E-mail			
3			〒			
			住所			
			電話		Fax	
			E-mail			
4			〒			
			住所			
			電話		Fax	
			E-mail			
5			〒			
			住所			
			電話		Fax	
			E-mail			
6			〒			
			住所			
			電話		Fax	
			E-mail			
7			〒			
			住所			
			電話		Fax	
			E-mail			
			〒			
			住所			
			電話		Fax	
			E-mail			
			〒			
			住所			
			電話		Fax	
			E-mail			

(協会会員用)

様式第4号(第7条第2項関係)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇木材資源リサイクル協会
会長 〇〇〇〇 様

特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 〇〇〇〇 印

入会承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で入会の申し込みがありました貴協会会員につき、理事会で協議した結果、全会一致で承認されましたので通知いたします。

なお、会費につきましては下記のとおりです。

記

入会金 : 免除
会 費 : 〇〇〇〇円(地域協会会費規程による)

振込先 : みずほ銀行 平井支店 普通預金 2211725
口座名 : 特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

問合せ先 事務局 〇〇〇〇
電 話 03-3637-4008

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 様

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

理事長 〇〇〇〇 印

入会承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で入会の申し込みがありました件につき、理事会で協議した結果、全会一致で承認されましたので通知いたします。

なお、入会金及び会費等は下記のとおりです。

記

1 入会金

2 会 費

3 振込先 : みずほ銀行 平井支店 普通預金 2211725

口座名 : 特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

問合せ先 事務局 〇〇〇〇

電 話 03-3637-4008

様式第 6 号（第 10 条第 1 項関係）

特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 ○○○○ 様

退会届

弊社は、諸般の事情により特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会
を退会したく、ここにお届けいたします。

平成 年 月 日

東京都○○区○○1-1-1
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○ 印

様式第 7 号（第 10 条第 1 項関係）

東京都〇〇区〇〇1-1-1
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 様

退会届受理書

平成 年 月 日付で届出がありました退会届を受理いたしました。
長らく御支援を賜りましたこと厚く御礼申し上げ、併せて御社の御隆盛を御祈念申し上げます。
なお、定款第 12 条の規定により、受理いたしました入会金及び会費は返還致しませんのでご注意ください。

平成 年 月 日
特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 〇〇〇〇 印

平成 年 月 日

(株) ○○○○
代表取締役 ○○○○ 様

特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 ○○○○ ㊟

聴聞通知書

あなたに対する不利益処分について、下記により聴聞を行いますので通知します。
なお、指定期日及び時間までに出頭しない場合は、処分を了解したものとみなします。

記

予定される処分の内容

処分の原因となる事実

聴聞の期日 平成 年 月 日 時 分から

聴聞の場所 ○○○○

問合せ先

特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会 事務局

担当 ○○○○

電話 03-3637-4008

※病気その他のやむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。

(株) ○○○○
代表取締役 ○○○○ 様

不利益処分通知書

あなたに対する不利益処分について、平成 年 月 日開催の通常総会において審議した結果、下記のとおり議決されましたので通知いたします。

記

処分内容 ○○○○

処分日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

理事長 ○○○○ 印

〇〇〇〇 様

委 嘱 状

（ 名誉会長 顧問 ）の任を委嘱する。
任期は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの 2 年間とする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 〇〇〇〇 ⑩

【第4号議案】

入会金及び会費規程（案）について（平成23年4月から実施予定）

【改正理由】

- ① 現在の連合会を構成する正会員は、5協会並びに各協会役員7名で構成されており、会費は各地域協会の運営費（地域協会員の会費）の中から連合会会費を捻出している。しかし、各地域における様々な問題点から平等性が保たれていない。
- ② 正会員と賛助会員の区分けが明確でない。

【改正案】

1 連合会の会員について

連合会の会員構成は、以下の3種類とおりとす

- (1) 各地域協会に所属する正会員
- (2) 各地域協会に所属しない正会員
- (3) 賛助会員

2 連合会の会費について

- (1) 各地域協会に所属する正会員

○年会費：各協会は、「地域協会会費規程」により連合会に納入する

- (2) 各地域協会に所属しない正会員（広域においてユーザー機能を有する企業等）

○年会費：¥144,000

- (3) 賛助会員

正会員以外の会員（関係団体、機械・重機・車両メーカー等）

○年会費：¥72,000

入会金及び会費規程

第1条 本規程は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会（以下「連合会」という。）定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費について定める。

（入会金及び年会費）

第2条 入会金及び年会費は、次の表のとおりとする。

会員の種類		入会金	年会費
正会員	地域協会 会員	免除	「地域協会会費規程」
	地域協会 非会員	個人	20,000円
		団体	100,000円
賛助会員	個人	10,000円	12,000円
	団体	50,000円	72,000円

（年度途中の年会費）

第3条 地域協会 会員が年度途中で入会した場合、地域協会は別に定める「地域協会会費規程」により算出し、納入しなければならない。

2 地域協会 非会員及び賛助会員が年度途中で入会をした場合の年会費は次のとおりとする。

（1）年度途中の年会費：年会費÷12月×（12月－入会月）

（2）入会金は年度途中の入会においても第2条によるものとする。

（入会金及び年会費の納入方法）

第4条 入会金及び年会費は、連合会からの請求書を受領後、1ヶ月以内に納入するものとする。また、第3条についても同様とする。

2 入会金及び年会費の分納は、原則として認めないものとする。ただし、理事会の承認を得たものは、この限りでない。

3 入会金及び年会費は、連合会の指定する金融機関に振り込むものとする。

（送金手数料）

第5条 入会金及び年会費の納入に際しての当該送金手数料は、会員が負担するものとする。

(会費の臨時徴収)

第6条 連合会は、特殊な事業の実施に係る経費の支弁のために、理事会の議決を経て、臨時に会費を徴収することができる。

第7条 本規程に定めのない事項は、別途、理事会の決議を経て定めるものとする。

附 則

- ① この規程は平成23年4月1日から施行する。
- ② 定款附則6は、本規程により削除する。

地域協会会費規程

第1条 本規程は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会（以下「連合会」という。）「入会金及び会費規程」に基づき、連合会が認める各地域木材資源リサイクル協会（以下「地域協会」という）に所属する会員（以下、地域協会会員）が連合会に納入する会費について定める。

（会費の取扱い）

第2条 地域協会会員が当該年度に納めるべき連合会の会費は、連合会の総会において決議された金額とする。

2. 会費は所属する地域協会が取りまとめ等手続きを行い、連合会に納付する。

第3条 本規程に定めのない事項は、理事会の決議を経て定めるものとする。

【 附則1 会費の計算方法および報告事項について 】

1. 当規定（会費）第2条に定める会費の金額は以下のように定める。

（単位）

2. 会費は地域協会の次の a)、b) 各項によって、次項3.の計算式により算出する。

- a) 前事業年度末日における各地域協会に所属する会員数（単位は[人]、以下地域協会会員数という）。
- b) 前事業年度1年間に各地域協会が取り扱う木材資源リサイクル製品出荷量（単位は[万トン]、以下、取扱数量という）。

2) 地域協会は、前項 a) および b) について、事業年度終了後、2か月以内に連合会に報告しなければならない。

3) 本規定においては、地域協会における会員1人あたりの年会費は、原則12万円とする。

(計算式)

3. 会費を求める計算式は次のように定める。なお、各数値はそれぞれ前項 2. で定めたもの等を用いる。

[小計会費]

$$= [2.3) \text{ 地域協会における会員 1 人あたりの年会費}] \\ \times [2.a) \text{ 地域協会員数}] \\ \times [\text{地域協会員 1 人あたりの負担割合}] + [\text{基本料}]$$

2) [地域協会員 1 人あたりの負担割合]は別添表.1 による。

3) [基本料]は次のように定める。

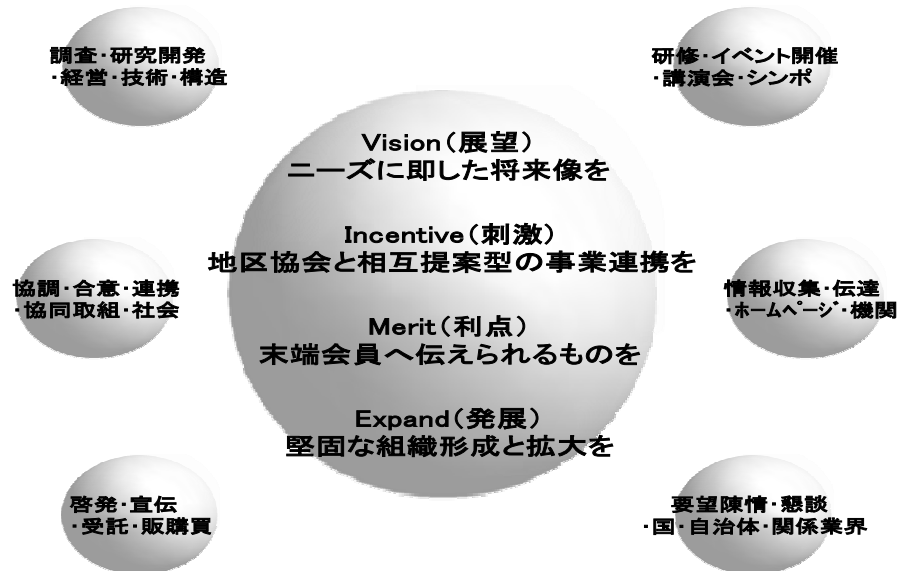
$$[\text{基本料}] = [2.b) \text{ 取扱数量}] \times 4 \text{ 千円}$$

4) 3.により求められた[小計会費]は百円単位を切り上げ、これを会費とする。

別添表.1

地域協 会員数	地域協会員 1人あたり の負担割合	地域協 会員数	地域協会員 1人あたり の負担割合	地域協 会員数	地域協会員 1人あたり の負担割合
1	13.27%	21	11.93%	41	10.60%
2	13.20%	22	11.87%	42	10.53%
3	13.13%	23	11.80%	43	10.47%
4	13.07%	24	11.73%	44	10.40%
5	13.00%	25	11.67%	45	10.33%
6	12.93%	26	11.60%	46	10.27%
7	12.87%	27	11.53%	47	10.20%
8	12.80%	28	11.47%	48	10.13%
9	12.73%	29	11.40%	49	10.07%
10	12.67%	30	11.33%	50	10.00%
11	12.60%	31	11.27%	51	9.93%
12	12.53%	32	11.20%	52	9.87%
13	12.47%	33	11.13%	53	9.80%
14	12.40%	34	11.07%	54	9.73%
15	12.33%	35	11.00%	55	9.67%
16	12.27%	36	10.93%	56	9.60%
17	12.20%	37	10.87%	57	9.53%
18	12.13%	38	10.80%	58	9.47%
19	12.07%	39	10.73%	59	9.40%
20	12.00%	40	10.67%	60	9.33%

NPO全国木材資源リサイクル協会連合会 活動基本方針



方 針	課 題
展 望 (Vision)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流れの早い業界であることからの確にニーズを察知し、これに即した将来像を創造、提案していかなければならない ○ 研修、イベント等を通じ、幅広く連合会活動に理解を求めなければならない
刺 激 (Incentive)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区の協会並びに協会員とコミュニケーションを活発化させ、相互提案型の業界づくりをしていかなければならない ○ 市場の安定化は品質がキーポイントと捉え、相互の情報を共有させ、スタンダード化を確立しなければならない
利 点 (Merit)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連合会が得た情報を会員や一般に対して、確実かつ迅速に伝達出来るシステムを構築しなければならない ○ 地域に即した価値観を優先し、地域発展に努めなければならない
発 展 (Expand)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強固な連合会組織を構築するには、会員拡大に努めるとともに産学官連携を進めなければならない。 ○ 現在の連合会活動を基軸として、幅広い視野を持って次世代に引き継がなければならない

【第5号議案】

平成23年度事業計画（案）

I 概要

当連合会の活動方針は、当面、昨年度作成した「展望」、「刺激」、「利点」、「発展」をより活発に事業計画の柱として取り組んでいくこととしたい。

さて、近年の経済不況は、木質リサイクルチップの品質や価格にも影響を及ぼす状況も見られ、大変危惧しているところである。このため連合会としては、木材資源リサイクルに関する情報を広く収集し、会員に公表するなどの木質リサイクルチップの原料調達に寄与するほか、前年度制定した「木質リサイクルチップの品質規格について」を会員、関係団体および一般市民に対し説明会等を開催し、粗悪品排除や良質な木質リサイクルチップの製造の徹底に理解と協力を求め、市場安定化に努めていくこととしたい。

また、国の「森林・林業再生プラン」事業が本格的に動き出し、我々の業界とリンクする場面がいくつか見られる市場になると予想され、これらとの融合は連合会の事業の柱でもあるため、本年度は様々な角度からも参画、支援を行いたい。

一方、連合会は平成4年に創立し、本年で19年を迎えることとなったが、更なる組織の充実を図るため、今後の組織の在り方について調査および広報活動推進委員会において議論し、より良い組織の創設を図ることとしたい。

また、前年度まで、北海道、九州地区を訪問するなどを行い、かねてから組織の立ち上げをお願いしていたところ、九州地区は本年度から連合会の正会員として加入されることを予定している。

このようにすそ野を広げ、国の行政機関や会員外メーカー、ユーザーなどの対外的にも影響力のある組織にするため、今後も会員不在県の解消に向け一層の理解と協力を求めていくこととしたい。

いずれにしても連合会の発展には、会員相互の信頼関係を図ることも重要なことから、適宜コミュニケーションづくりなどの場を設け、一層の努力を行うものとする。

II 主な事業

- 1 公益法人制度改革に伴い連合会組織の在り方について検討する。
- 2 昨年度作成した「木質リサイクルチップの品質規格について」を会員はもとより、会員外の関係団体、行政ならびに一般市民などに対し広く周知、理解に努める。
- 3 木材資源リサイクル製品、特にマテリアル、サーマル関連の木質リサイクルチップに関する品質、数量および市況価格の“見える化”の検討と実現。
- 4 間伐材や林地残材などの未利用資源の流通実現のために
 - (1) 関係団体の実施計画を調査し、各協会を通じ会員に情報を公開する。
 - (2) 会員が実施している事業内容を研修する。
 - (3) 林業の実態を現地にて視察・研修を実施する。
- 5 連合会組織を一層強化するため、会員不在県の解消に努める。
- 6 充実した事業を行うための活動資金を確保するため、寄付金募集のほか共販事業等を再調査検討する。
- 7 同種の活動を行う他団体との協調・協働を行い、幅のある事業活動の拡充と次なるステップの模索を行う。
- 8 環境展示会等に出展し、連合会組織の事業活動の広報に努める。
- 9 地域協会の拡充、基礎固めを行うための事務局および現場レベルの報告・検討会などを行う。

○平成 23 年度事業計画（案）

<p>1. 研修・イベント開催・講演会・シンポジウムに関する事業</p> <p>(1) 研修 間伐材など未利用資源を活用している企業の視察研修会と意見交換会を実施する。</p> <p>(2) 講演会 当面する課題等について講師を招き講演会を実施する。</p> <p>(3) その他 イベントの開催については、調査及び広報推進活動委員会で実施内容等について検討する。</p>
<p>2. 情報の収集・伝達・ホームページに関する事業</p> <p>(1) ホームページ等通信手段活用事業 ホームページや通信手段を活用し、必要な情報を適宜提供するとともに調査結果やイベント等を公表する。</p> <p>(2) 会報及びパンフレット・チラシ等を作成し、会員や関係者に広く配布する。</p>
<p>3. 要望・陳情・懇談・国・自治体・関係業界に関する事業</p> <p>(1) 国及び関係業界等に対する要望・陳情等 木材資源のリサイクル推進に係る制度改善及び課題解消に必要な案件について国及び関係機関に要望・陳情し理解と協力を求める。</p> <p>(2) 意見交換会の開催 国の担当者と当面する課題について意見交換を行う。</p> <p>(3) ユーザー懇談会の開催 マテリアル・サーマル業界代表者と木質チップの需給動向や当面する課題等について意見交換を行う。</p>
<p>4. 調査・研究開発・経営・技術・構造に関する事業</p> <p>(1) 木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会の開催 連合会活動に必要な調査及び広報に関する手法等を検討し、各協会等を通じ広く会員に公開する。また、連合会の経費調達のため、新たな商品について調査・検討する。</p> <p>(2) 未利用木材資源調査事業 原料及び燃料用の木材を確保するため、国・自治体を実施する森林整備等の情報を的確に把握するとともに関係団体の実施計画を調査し、間伐材等未利用資源確保事業の糧とする。</p> <p>(3) 木質リサイクルチップの需給動向調査 マテリアル・サーマルユーザーに木質チップ需給の動向について調査を行い、各協会を通じ会員に伝達する。</p> <p>(4) 公益法人制度改革に伴い連合会組織の在り方について検討する。 連合会は、平成 16 年に NPO 法人の認証を取得し事業を実施しているが、今後の事業推進等含め組織の在り方について調査及び広報推進活動委員会を中心に検討を行う。</p>

<p>5. 協調・合意・連携・協同取組み・社会に関する事業</p> <p>(1) 会員協会との協調・合意・連携の強化 各協会の事業活動に協調するとともに通信媒体を活用して地域とのコミュニケーションを図り、業界発展に寄与する。</p> <p>(2) 国・自治体施策への協力 国や自治体を実施する事業を的確に把握するとともに事業に積極的に協力する。</p> <p>(3) 関係団体との連携強化 森林組合連合会等の業界団体と連携を密にし、情報を収集し会員に伝達する。</p> <p>(4) 各種委員会及び協議会等への積極的参加 国、自治体及び関係する団体等が主催する委員会や協議会に積極的に参加し、必要な情報を収集し木材資源リサイクルの推進に寄与する。</p> <p>(5) 連合会運営事業 連合会活動を的確に運営するため、定期的に理事会、総会その他必要に応じ理事会を開催し、各種事業の推進を図る。</p> <p>(6) 連合会組織を一層強化するため、会員不在県の解消に努める。 北海道、九州地区での組織の立ち上げを期待するほか、他の地域にも働き掛ける。</p> <p>(7) 災害援助事業 自然災害等に対し援助を行う。</p>
<p>6. 啓発・宣伝・受託・販購買に関する事業</p> <p>(1) 木質リサイクルチップ等品質規格啓発事業 木質リサイクルチップの品質規格については、調査・広報委員会や理事会において検討を重ね一定の成案を得たことから、国や関係機関に説明し、その際聴取した意見、更に昨年11月に開催したユーザー懇談会において提起された種々の意見を踏まえ最終案を取りまとめたところである。 今後は、運用面において会員は元より一般にも広く理解を求めため、説明会等を開催し、周知に努めることとする。</p> <p>(2) 新聞・テレビ等広報媒体の活用 連合会の活動状況を新聞やテレビ等の広報媒体を活用し、啓発に努める。</p> <p>(3) 環境展示会等への参加 エコプロダクツ2011等に出展し、木質リサイクルチップ活用の照会や連合会組織等の広報に努め、一般や関係者の理解と協力を求める。</p> <p>(4) 販購買事業について 現在、環境分析について共販事業を実施しているが、その他についても検討を行う。</p>

【第6号議案】

平成23年度収支予算（案）について

(1) 平成23年度暫定予算（案）（平成23年1月1日～3月31日）

1) 収入の部

	区 分	金 額	備 考
会 費	正会員	—	
	賛助会員	—	
共益事業		—	
協賛金		—	
寄付金		300,000	平成23.1.1~平成23.3.31
平成22年度繰越金		2,360,451	
計		2,660,451	

2) 支出の部

科 目		金 額
人件費	専務理事、事務員	774,000
旅費		30,000
通信費	切手、宅急便、電話	50,000
消耗品費	文具等	30,000
手数料	銀行振り込み等	1,000
交通費	首都圏連絡等	10,000
会議費	諸会議	57,000
HP管理費		10,500
印刷費	資料作成	5,000
災害援助費		30,000
雑費	茶菓等	52,951
予備費		1,610,000
計		2,660,451

(2) 平成23年度予算(案)(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

1) 収入の部

区 分		金 額	備 考
会 費	地域協会に属する正会員	2,678,000	6協会
	地域協会に属しない正会員	432,000	
	賛助会員	648,000	
共益事業		130,000	分析費
協賛金		50,000	環境展
寄付金		2,000,000	23年度募集
平成23年度暫定予算繰越金		1,610,000	
計		7,548,000	

2) 支出の部

科 目		23年度(案)	22年度(当初予算)
人件費	専務理事、事務員	3,340,000	3,100,000
旅費	全国理事会等	230,000	0
通勤費	定期代	230,000	250,000
	通勤車両燃料費等	78,000	0
法定福利費	労災保険	90,000	80,000
通信費	切手、宅急便	284,000	270,000
消耗品費	文具等	130,000	110,000
手数料	銀行振り込み等	10,000	8,000
交通費	首都圏連絡等	130,000	100,000
会議費	会場借り上げ	80,000	45,000
報償費	講師・交通費	20,000	10,000
HP管理費	サーバーレンタル	10,500	250,000
印刷費	パンフレット・資料作成等	220,000	210,000
環境展出展	会場費等	100,000	100,000
パネル製作費	品質規格	50,000	0
災害援助費		30,000	0
部屋賃料		240,000	0
光熱費		70,000	0
水道費		20,000	0
コピー機借料		100,000	0
雑費	茶菓等	85,500	42,478
予備費		2,000,000	
計		7,548,000	4,595,478

【第7号議案】

役員の改選について

【審議事項】

- 1 関東木材資源リサイクル協会会長 藤枝慎治氏
- 2 九州木材資源リサイクル協会（4月1日設立）会長中山稔氏及び副会長河本一成氏を役員に推薦することについて。

（現役員）平成21年4月1日就任平成23年3月31日任期満了

役職	氏名	役務	所属協会	会社名
理事	鈴木 隆	理事長	北日本協会	(株)クリーンシステム
理事	矢嶋 明	副理事長	関東協会	住友林業(株)
理事	山口 昭彦	副理事長	東海協会	フルハシ EPO(株)
理事	鷹野賢次郎	副理事長	近畿協会	木材開発(株)
理事	片岡 重治	副理事長	中四国協会	(有)片岡工務店
理事	中野 光		北日本協会	遠野興産(株)
理事	石田 謙治		東海協会	岐阜代用燃料(株)
理事	船越 登		近畿協会	関西チップ工業(株)
理事	鈴木 重芳	専務理事	連合会	
監事	田中 一正		中四国協会	(有)まるふく商事
監事	田中 徳彦		関東協会	(株)タケエイ

なお、新役員における理事会は後日開催し、役務を協議、決定するものとし、その間は、現役務にて事業を運営することとする。

【第8号議案】

その他（報告事項）

（1）木質リサイクルチップの品質規格について

木質リサイクルチップの品質規格について

1. はじめに

近年、木質リサイクルチップ※1は、温室効果ガス削減の切り札として多方面で活用されており、特に燃料用木質リサイクルチップは、バイオマス発電の建設ラッシュに伴い需要が拡大し、ユーザーの要求に応えられない状況となっている。

この木質需要の急増により、木くず中間処理工場数が増加し、それぞれの事業者の品質に関する解釈の違いがあらわれ、市場において「品質のダブルスタンダード」が存在するようになってしまった。

また、経済状況の変動等により資材の調達が困難になってしまうことなど、様々な要因があることで、製紙や繊維板等の原料、木質バイオマスボイラー等の燃料などに一部粗悪品が確認されるなどユーザーの事業活動にも影響を及ぼしかねない事態を生じさせている。

このため、木質リサイクルチップの品質に対し、これらの事業活動等に関わる者、全てはこれらを是正する努力が必要な状況にある。

そこで、我々メーカー、ユーザーは、責任の持てる品質を確保、提供するために、双方協力し合い品質規格を制定化し、互いの信頼関係を構築することが重要としたところである。

なお、品質規格策定に当たっては、平成15年12月、建設副産物リサイクル広報推進会議が策定した「建設発生木材チップの利用促進基準（暫定版）について」を参考に、メーカーやユーザーの意見も踏まえ改良したもので、今後は当該品質規格を活用され、循環型社会構築に寄与されれば幸甚である。

※1 建築、土木工事などにおける解体材、伐木材、除根材等の建設発生木材、その他あらゆる分野において発生する廃棄物由来の木くず、および里山の森林整備において発生する間伐材等々をチップ加工したもの

平成22年12月15日

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

理事長 鈴木 隆

2. 木質リサイクルチップの加工別による形状の種類

切削チップ	主に機械的に刃物で切削したもの。形状はおおよそ四角形のフレーク状の削片。
破砕チップ※2	主にハンマークラッシャーなどの機械的な打撃により木質の繊維に沿って砕いたもの。形状はおおよそ細長いピン状の木片。ピンチップ、クラッシャーチップともいう。

※2 これ以降、木質リサイクルチップにおいて表記の無いものは破砕チップをいう

3. 木質リサイクルチップの品質基準

チップ区分	チップとなる原料	備考
A チップ (切削チップ含む)	柱、梁材および幹材等の断面積の大きいもの、無垢材	防腐剤、合板、ペンキ付着物、金属、プラスチック類、土砂等の全ての異物、または樹皮を含まないこと。
B チップ (切削チップ含む)	A チップと同様およびパレット、梱包材、解体材等の無垢材で比較的断面積の大きいもの	防腐剤、合板、ペンキ付着物、金属、プラスチック類、土砂等の全ての異物を含まないこと。
C チップ	B チップと同様および合板等	防腐剤、ペンキ付着物、金属、プラスチック類、土砂等の異物を含まないこと。
D チップ	C チップと同様および繊維板、ペンキ、接着剤等の付着したものなど(襖、障子等を含む。)、または枝、除根材等	CCA 含有物、金属、プラスチック類、土砂等の異物を基本的に含まないこと。
E チップ	チップ製造の際の副産物	有害物質、金属を含まないこと

(注) D チップは、主に燃料に使用することから防腐剤の内 CCA 処理材のみを対象とする

4. 木質リサイクルチップの利用用途標準

		主 な 用 途														
		マテリアル（原料）系									サーマル（燃料）系			その他※3		
		MDF	エタノール	製紙	製紙（板紙）	木炭	コンポスト	マルチング材	インシュレーションボード・ハードボード	パーティクルボード	燃料	セメント原燃料	高炉還元剤	敷料	水分調整材	培養土
チップ区分	Aチップ	○	○	○	○	○	△※4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Bチップ				○	○	△※4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Cチップ									○	○	○	○			
	Dチップ										○	○	○			
	Eチップ					○	△※4				△	○	○	○	○	○

※3 利用目的に応じた品質の区分けを行う。また、C～Dチップの副産物を利用する場合は特に注意を払うこと

※4 コンポストにおいて利用する資材は、伐木材・除根材などの比較的異物、防腐剤等の混入の危険性が低いものが望ましい

5. 製造における留意点

項 目	摘 要	基 準
チップサイズ	切削チップ	各ユーザーの受入れ基準に準ずる
	A～Dチップ	長辺 50mm以下 但しA、Bチップは5mm以下を除く
	Eチップ	5mm以下
伐木材・除根材	現場内利用	チップ化し、堆肥化や吹付け材に利用
	再資源化工場搬入	「3. 木質チップの品質基準」に準じ区分する
	保管上の注意	発酵等による火災の危険が想定されるので、保管および品質管理には十分注意をすること
含水率	サーマル	25%までとし、これを超えるものは協議が必要
	マテリアル	利用用途に応じて協議が必要
竹材	サーマル	利用先と協議が必要
	マテリアル	
CCA処理材	異物処理	使用不可
畳、草葉、腐朽材	異物処理	基本的に使用不可（用途により利用する場合有り）
土砂等	異物処理	使用不可：目視等により判別

6. 再資源化施設において明らかにする項目を以下のとおりとする

- (ア) 木くずの種類ごとの保管施設の容量、屋根の有無
- (イ) 破碎機の仕様、原動機の出力 (kw)、破碎能力 (t/h)
- (ウ) 生産工程での異物除去の方法 (手選別、磁選機および金属探知機の有無)
- (エ) 破碎機本体のスクリーンおよび篩機のスクリーンの仕様と有無
- (オ) 製品のストックヤードの保管容量、屋根の有無

7. 品質試験 (含有量試験・性状試験) 引用規格

(1) 必須試験項目

区分	試験項目	引用規格	規格の名称	基準値
共通	サイズ	JIS Z 8801-1	試験用ふるい—第1部：金属製網ふるい	50 mm以下
	全水分※5	JIS Z 7302 3	廃棄物固形化燃料 — 第3部：水分試験方法	25%以下
サマールに限る	発熱量	JIS M 8814	石炭類及びコークス類 — ボンプ熱量計による総発熱量の測定方法及び真発熱量の計算方法	3000kcal/kg以上
	灰分	JIS Z 7302 4	廃棄物固形化燃料 — 第4部：灰分試験方法	2.0%以下
	塩素分	下水試験方法 2.4.20.1		0.1%以下

※5 ボード類では、パーティクルボードが該当

(2) その他試験

重金属項目については、利用目的、ユーザー等の要求により実施する場合がある

8. 品質報告書（メーカー作成用）

項 目		内 容			
製造会社名			工場名		
チップ区分			チップとなる原料名		
性 状	品質試験	別 記	試験機関名、環境計量士証明印等が記入された分析試験結果票（写しの添付）		
施設の概要		保管施設の容量	m^3		
			(区分けがある場合はそれぞれを記載)		
		屋根の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		破碎機仕様（メーカー機種名）	動 力	処理能力	
		()	kw	t / h	
手選別の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
磁選機の有無 （箇所数）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 () 箇所			
スクリーンサイズ （破碎機本体）		篩の呼び寸法 () mm、 目開き () mm			
スクリーンの有無 および仕様 （篩機）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		タイプ	<input type="checkbox"/> 旋回 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> その他 ()		
		上網	篩の呼び寸法 () mm、 目開き () mm		
		下網	篩の呼び寸法 () mm、 目開き () mm		
金属探知機の有無 （箇所数）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 () 箇所			
その他異物の除去方法					
製品ストックヤード		容 量	m^3		
			(区分けがある場合はそれぞれを記載)		
		屋根の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
作成者		所 属		氏 名	⑩
		連絡先			
備 考					

(2) 民主党及び国への要望事項について

要 望 書

地球温暖化防止の一環として温室効果ガスの削減は、一刻の猶予もない緊急の課題であることは御案内のとおりであります。

このため、バイオマス等再生可能な資源の活用が強く求められております。

我々連合会会員は、かねてから木質バイオマスチップを市場に提供し、貴重な資源として活用されるよう努めてきたところでありますが、近年の経済不況は、長年築き上げた循環型社会をも脅かしかねず大変憂慮すべき状況となっております。

このような状況の中、連合会会員は、総力をあげて木材バイオマス資源の確保に努めておりますが、これら資源のリサイクルをより一層推進するためには、新たに立法を創設し適正な運用を図ることが重要であると認識しております。

そこで、連合会は別添の事項について強く要望いたします。これらの事項は、循環型社会を構築する上で不可欠であり、早期に実現できますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成22年12月17日

民 主 党 企業団体対策委員長

山 根 隆 治 様

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

理事長 鈴木 隆

(要望事項)

環境省

1. 産業廃棄物処理業者の優良性評価制度を拡充するため、更なるメリットを検討されたい。
(減免措置などの経済的優位性となるメリットを考慮されたい)
2. 再生利用業の指定の際は、木くずの熱回収も認めるよう現状の活用状況に即した対応に改善されたい。
(これからの温暖化対策の重要な位置を占める木くずによる熱回収が期待されているため)
3. 環境税の導入に際し、木くずの再資源化施設に対しては、免税措置を講じるなど税制の優遇措置を講じられたい。
(木質バイオマスは、カーボンニュートラルであるため)
4. 木くずの業種指定を撤廃し、事業活動から排出される全ての木くずを産業廃棄物とする廃棄物処理法の改正を図るとともに、家庭から排出される剪定枝等においても再資源施設にて資源化が図られるよう誘導されたい。
(未利用バイオマス資源の掘り起こしのため)

経済産業省

1. 木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付決定にあたっては、燃料需給の混乱を避けるため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。
(需給バランスの混乱を最小限に抑えるため)
2. 木質燃料チップの需給安定を図るため、補助対象のバイオマスボイラーのバイオマス利用比率を現行の60%から引き下げられたい。
(木質燃料チップの供給不足が見込まれているため)
3. 木材資源のマテリアルリサイクルを優先させると共に、リサイクル商品についての安定策を講じられたい。
(マテリアルリサイクルは、温室効果ガス削減に優位性があるため)
4. リサイクル産業の経営安定のため、産業廃棄物最終処分業と同様に中間処理業に対しても石油取引税の免税措置を講じられたい。
5. 木質バイオマスにおける持続可能な資源循環型社会を形成するため、各分野において利用される木材資源の品質が安定するよう措置を講じられたい。
(品質が不安定なことから各ユーザーにおいてトラブルが発生している)

国土交通省

1. 建設発生木材の再資源化を促進するため、地域において建設発生木材の排出量と再資源化施設における資源化能力のバランスがとれていると判断される場合は、縮減を除外する措置を講じられたい。
(再資源化施設が近隣にあるにもかかわらず、縮減(焼却処理)が後を絶たない)
2. 環境省において産業廃棄物処理業者の優良化制度が創設されているが、国土省においても優良再資源化施設制度等を設け、リサイクル意識の高揚を図られたい。
(再資源化施設に優先的に原料の搬入を促すため)
3. 建築物の違法解体を防止し、再資源化率を向上させるため、解体工事基準(現行:床面積80m²)を引き下げ、解体工事の大部分を届け出の対象とされたい。
(小規模な解体工事において、ミンチ解体による施工がされ、不適正処理の温床となっているため)
4. 建設リサイクル法に係る違法行為が確認されることから、自治体の立ち入り検査を的確に実施するため、国により「立ち入り検査マニュアル」の制定を図られたい。

農林水産省(林野庁)

1. 今後の温室効果ガス削減の重要な役割を担う森林資源においては、円滑な有効利用が図られるよう、他の特別法と同様に促進を促す立法を創設されるよう講じられたい。
(家電リサイクル法、容器包装リサイクル法等と同様な立法の創設。適正な資源化が図られる)
2. 全国的に問題となっているスギ花粉対策を積極的に推進されたい。また、この目的で伐採された木材を、有効に活用し、かつバイオマス資源として市場に流通するような施策を確立されたい。

(3) 22年度寄付金の募集状況

(平成22年5月17日～23年2月22日現在)

29社 2,279,370円

協力企業名はホームページをご参照ください。